

V 協会が推進する重点事項

1. 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開

(1) 「防災規程」の周知徹底

建設業における労働災害防止の徹底を図るため、労働安全衛生関係法令の規程を上回る自主的な基準として設けた「防災規程」の周知徹底を図ると共に、安全管理士、衛生管理士及び安全指導者等の安全指導、支援活動を通して、その遵守の徹底に努め、会員が取り組む自主的安全衛生活動の一層の推進を図る。

(2) 第9次計画と年度毎の実施事項の周知と各種運動の積極的な展開

① 「第9次計画」及び「実施事項」を協会ホームページに掲載するなど会員への周知徹底を図るほか、協会が実施する週間等の取組み、講習会等のあらゆる機会を利用し、周知のための広報活動を展開する。

② 全国安全週間、全国労働衛生週間、建設業年末年始労働災害防止強調期間、建設業年度末労働災害防止強調月間等の各運動の実施要領の策定及びポスターや用品の作成・頒布等を実施する。

(3) 労働安全衛生関係情報・資料等の提供

会員の安全衛生管理活動に役立つ情報を提供するため、「協会ホームページ」、広報誌「建設の安全」、「建設業安全衛生早わかり」等を活用して、労働災害に関する災害統計・災害事例・各種安全衛生管理技法や職業性疾病に関する情報を提供するとともに、啓発用ポスター、パンフレット等を作成し、協会が推進する事業の普及を図ることとする。

2. リスクアセスメントの確実な実施の促進

効果的なリスクアセスメントの推進のため、建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着を図るとともに①～④を展開する。

- ① リスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな中小建設事業場等への支援を行う。
- ② リスクアセスメント普及のための教育教材を作成し、実施を促進する。
- ③ 店社を含めた各種管理者や職長等の業務や作業レベルに合わせたリスクアセスメント教育を

効果的に実施する。

- ④ リスクアセスメントの結果に基づく効果的なリスク低減措置の確実な実施を支援する。

また、建設業で最も多く発生している墜落・転落災害の防止のため、協会が主唱する墜落・転落災害撲滅キャンペーン等において、確実にリスクアセスメントが実施されるよう周知・徹底を図る。

さらに、化学物質を取り扱う作業においては、リスクアセスメント実施の義務対象物質はもちろん、リスクアセスメント実施の義務対象になっていない化学物質などについても危険性又は有害性が把握されている場合には、必要な情報(SDS等)を入手するなど、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための必要な措置が実施されるよう周知徹底する。

3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入促進

建設業における安全衛生水準の向上を図るためには、建設企業において、経営トップのリーダーシップの下、労働者等の関係者が一体となり、リスクアセスメントの確実な実施と、安全衛生管理活動を組織的・体系的かつ計画的・継続的に取り組む「労働安全衛生マネジメントシステム」の導入が重要であることから、ニューコスモス及びコンパクトコスモスの周知と導入の促進を図る。

4. 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

1) 墜落・転落災害防止対策

- ① リスクアセスメントで危険有害要因を根本除去
高所での作業を必要としない方法や高所での作業が少なく済む工法の採用など、危険有害要因を根本から除去するために、設計段階・計画段階において確実にリスクアセスメントが実施されるよう、リスクアセスメントの重要性について周知徹底を図る。
- ② 作業床等の設置
高所での作業を行うにあたっては、作業床の設置や作業床の端等には囲い、手すり、覆いを設けるといった基本対策とともに、「手すり先行工法に

関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置についても周知を図る。

③ 安全帯に関する正しい知識の付与

安全帯については、作業環境等に応じた適切な安全帯を選定することや正しい着装、確実な使用について、各種教育や技術支援等を通じて周知徹底を図る。

④ 墜落・転落災害防止に向けた啓発活動の推進

建設業においては、墜落・転落による労働災害が死亡者数・死傷者数共に毎年多数を占めることから、フェールセーフ思想に基づき、リスクアセスメントの実施や設備面、安全衛生保護具の使用など重層的な対策が行われるよう、「第9次計画」の8月1日から9月10日までの期間に行う「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知啓発を図る。

2) 建設機械・クレーン等災害防止対策

建設機械の作業場所への立入禁止措置や作業指揮者及び誘導者の配置などによる災害防止対策の徹底に努めるとともに、建設機械の周辺で作業を行う作業従事者に対する危険体感教育を実施する。

また、最新の構造規格に適合した機械や安全装置を備える機械への改修・入れ替えを支援する。

3) 斜面崩壊災害防止対策

「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づき、斜面の点検者教育を継続して実施することにより、斜面崩壊災害防止対策の周知徹底を図る。

4) 交通労働災害防止対策

増加傾向にある交通労働災害について、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、現場間の移動や業務上で自動車及び工事用車両等を運転する機会が多い建設業の特性を考慮した、テキスト及び交通事故防止に向けたポスターの頒布等、交通安全について周知啓発を図る。

5) 石綿障害予防対策

建築物又は工作物の解体作業における石綿粉じんばく露防止及び石綿粉じん飛散防止のため、有資格者による解体作業前の事前調査の実施等について徹底する。特に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和2年9月8日改訂）」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）」についての周

知徹底を図る。

6) 化学物質等による健康障害防止対策

化学物質を取り扱う作業において、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置・濃度基準値遵守のための調査研究、ばく露防止手法の普及、危険性や有害性等に関する情報収集・提供等を通じて化学物質による健康障害を防止するための支援を充実する。

7) 熱中症予防対策

熱中症を減少させるため、「職場における熱中症基本対策要綱」を踏まえ、「初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備」、「暑熱順化が不足していると考えられる者の把握」、「暑さ指数(WBGT)の実測とその結果を踏まえた対策の実施」を重点的に取り組まれるよう、周知徹底を図るとともに、各企業で考案した予防対策、予防用具の紹介等を積極的に展開する。

5. 安全衛生教育の推進

1) 本部が実施する教育

- ① 建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座
- ② 建設工事の職場環境改善実施担当者講習講師養成講座
- ③ 現場管理者統括管理講習講師養成講座
- ④ 特別教育講師養成講座
 - フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
 - 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
 - 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
 - 低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座
 - アーク溶接等特別教育講師養成講座
 - 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
 - 自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座
 - 巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
 - ローラー特別教育講師養成講座
- ⑤ 建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座
- ⑥ 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
- ⑦ チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習
- ⑧ 有機溶剤業務管理者講習

2) 建設業安全衛生教育センターが実施する教育

- (1) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修講座（COHSMS講座）
 - ① COHSMS構築・認定担当者研修講座
 - ② COHSMS内部システム監査担当者研修講座
- (2) 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新CFT講座）
- (3) 建設技術者安全衛生管理講座
 - ① 所長コース（SSHO資格認定講座対応）
 - ② 工事主任コース（SSHO資格認定講座対応）
 - ③ SSHOリフレッシャーコース（5年再教育講座）
 - ④ 墜落保護担当責任者（CP）コース
- (4) 労働安全衛生関係法令講座
- (5) 建設業安全衛生管理専門講座（総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）
- (6) ずい道等救護技術管理者研修（厚生労働大臣が定める研修）
- (7) 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）
 - ① 鋼橋架設工事コース
 - ② 地山の掘削及び土止め支保工工事コース
 - ③ ビル建築工事コース
 - ④ 圧気工事コース

3) 支部が実施する教育

- (1) 安全管理者選任時研修
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般及び一戸建て等）
- (3) 現場管理者統括管理講習
- (4) 各種技能講習（石綿、足場の組立て等作業主任者、高所作業車運転者等）
- (5) 職長・安全衛生責任者教育
- (6) 職長・安全衛生責任者の能力向上教育、足場の組立て等作業主任者等の能力向上教育、各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育（安全衛生推進者等）
- (7) 新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- (8) 特別教育（フルハーネス型安全帯、足場の組立て等、アーク溶接、酸欠・硫化水素、石綿、低圧電気、車両系建設機械（整地他）等）
- (9) 特別教育に準ずる教育（丸のこ、チェーンソー以外の振動工具 等）
- (10) 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転業務等）
- (11) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育

- (12) 足場点検実務者研修
- (13) その他会員のニーズにより実施する教育

6. 安全衛生調査研究活動の推進

建設業界のニーズを調査するとともに、協会の安全衛生に関する経験や技術・ノウハウ等を活用した調査研究を積極的に推進し、その成果を建設工事の災害防止及び心身の健康確保に関する各種安全施工指針、安全作業マニュアル及び安全衛生教育テキスト等に反映し、活用を図る。

7. 安全衛生活動に対する指導・支援等の推進

1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援活動の推進

中小規模事業者を重点とした会員事業場等に対し、「災防規程」を踏まえた現場指導、安全衛生教育、技術指導・支援等の活動を積極的に実施する。

2) 安全指導者による指導、支援活動の推進

会員の中から安全衛生の専門家である安全指導者を委嘱し、各支部・分会に配置して、会員に対して「災防規程」の周知を徹底するとともに、安全衛生パトロールを積極的に実施して労働災害の未然防止と安全衛生意識の高揚を図る。

3) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

建設業の労働災害の一層の減少を図るため、中小専門工事業者等を対象に、全国の支部に配置している推進員が安全衛生パトロールや安全講話等を実施し、専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生水準の向上を図る。

4) 自然災害に係る復旧・復興工事等における安全衛生対策の推進

自然災害に係る復旧・復興工事や防災減災工事等の安全衛生対策の徹底を図るため、全国の各支部に支援センターを設置し、専門家による安全衛生巡回指導、安全衛生教育等を実施する。

また、復旧・復興工事等において特に留意すべき安全衛生対策のポイント等の情報提供等を行う。

5) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」の普及促進

現場での新たな視点（ヒューマンファクターへの対応とレジリエンス能力の向上）からの労働災害防止対策として開発した建災防方式「新ヒヤリハット報告」について、周知啓発に取り組むとともに、DXの効果的な活用など普及促進に向けた取り組みに努める。

8. 労働者の健康確保対策の推進

建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として実施する「建災防方式健康 KYと無記名ストレスチェック」、実際に取り組まれている「無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善の好事例」を広く周知する。

また、建設現場への個別指導、実施援助、元請社員等への職場環境改善実施担当者講習講師養成講座への受講勧奨など、総合的なメンタルヘルス対策を実施する。

さらに、中小規模事業者を重点としたメンタルヘルス等の対策の普及について、引き続き調査研究活動を進めるとともに、専門機関等との必要な連携、連絡調整、情報入手等を行う。

9. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン」のパンフレット等を作成し、周知啓発を行う。

また、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえ、転倒防止対策を紹介する。

10. 第60回全国建設業労働災害防止大会

全国的な安全衛生水準の向上を図るため、2日間にわたり全国の建設業の安全衛生担当者に対し、安全衛生意識の高揚、最新の安全衛生情報の提供、効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図るため、10月5日、6日の両日、広島県立総合体育館他において、「第60回全国建設業労働災害防止大会」を開催する。

11. ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用による健康確保の推進

平成31年3月から運用を開始している「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に、じん肺関係の健康情報、粉じん作業等の従事歴等の更なる情報蓄積を進め、労働者の健康確保の推進を図る。

12. 高度安全機械等導入支援補助金事業の的確な実施

近年の建設現場では、ICTを活用した高度な安全機能を有する機械等や危険作業を無人化するシステム・機械等（高度安全機械等）の開発が進められている。生産性や安全性の向上のために、高度安全機械等の普及促進を図る必要があり、経済的な理由により導入を

見送られることがないよう、高度安全機械等の導入支援を行う。

13. 労働災害防止のための ICT活用データベースの推進

建設業における DXの動向を踏まえ、効率的・効果的な ICTを活用した安全衛生活動事例の情報収集に努めるとともに、当該情報の提供を促進することにより、当協会ホームページに掲載している「労働災害防止のための ICT活用データベース」の充実を図る。

14. 協会が主唱する各種運動等

1) 三大災害絶滅運動実施要領

1 趣旨

建設業における死亡災害は、墜落・転落災害がもっとも多く、建設機械・クレーン等災害及び倒壊・崩壊災害を合わせた割合は依然として高い比率を占めている。これらの労働災害は、発生原因に対する防止対策がすでに十分解明されているにもかかわらず、適切な措置をとらなかったために、その発生をみているものが大部分である。

「三大災害絶滅運動」は、「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「倒壊・崩壊災害」を三大災害としてとりあげ、これらに対する防止対策の確実な実施とその確認の定着により、絶滅を図ろうとするために展開する運動である。

この要領は、「三大災害絶滅運動」の進め方について定めたものである。

建設業労働災害防止協会及び会員は、この実施要領を参考に三大災害の絶滅を期して、この運動を強力に推進するものとする。

2 実施者

各事業場

3 事業場の実施事項

- (1) リスクアセスメントに基づく施工計画の作成段階における三大災害防止対策の策定と事前審査の実施
- (2) 安全施工サイクルの中で、三大災害防止重点対策の検討と実施
- (3) 三大災害を発生させるおそれのある作業に関する作業方法・作業手順・作業心得等の確立とその励行
- (4) 三大災害を防止するための機械設備・工事用設備に関する設備及び設置基準の確立
- (5) 三大災害の発生するおそれのある機械・設備及

び作業に関する点検基準の作成とチェックリスト等による点検・整備の励行

- (6) 作業員に対する三大災害防止に関する安全教育の実施
- (7) 経営トップ等による計画的な安全衛生パトロールの実施
- (8) 三大災害絶滅の意識の高揚を図る現場研修会等の開催
- (9) ポスター等による運動推進の周知徹底

4 主唱者の実施事項

- (1) 三大災害絶滅運動に関するポスター・たれ幕等の作成と頒布
- (2) 三大災害の事例と防止対策および災害統計等について、機関誌等による情報の提供・周知
- (3) 支部における三大災害絶滅のための講習会・研究会等の開催
- (4) 安全・衛生管理士、安全指導者等の安全衛生パトロール等による三大災害の防止についての指導援助
- (5) その他、この運動にふさわしい行事の開催

2) 安全施工サイクル運動実施要領

1 趣旨

建設現場における労働災害は、施工と安全を一体化した安全衛生活動が定着化していないことから、その多くが発生している。このため、建設現場における安全衛生活動をサイクルとして実施することを体質化、習慣化するため、「安全施工サイクル運動」を推進する。

2 実施者

各事業場

3 事業場の実施事項

(1) 毎日の実施事項

- ① 安全朝礼
- ② 安全ミーティング
- ③ 健康 KY
- ④ 作業開始前点検
- ⑤ 作業所長の巡視
- ⑥ 作業中の指導・監督（職長・作業主任者・安全衛生責任者）
- ⑦ 安全工程打合せ
- ⑧ 持場後片付け
- ⑨ 終業時の確認・報告

(2) 毎週の実施事項

- ① 週間安全工程打合せ
- ② 週間点検
- ③ 週間一斉片付け

(3) 毎月の実施事項

- ① 災害防止協議会の開催
- ② 定期点検・自主検査（元請・専門工事業者）
- ③ 災害事例等による安全衛生教育
- ④ 職長会の開催

(4) 随時行う活動

- ① 入場予定業者との事前打合せ
- ② 新規入場者教育
- ③ 持込機械の届出
- ④ 安全衛生大会

4 主唱者の実施事項

- (1) 安全施工サイクル運動の実践教材・ポスター・リーフレット等による普及
- (2) 支部における安全施工サイクル運動の説明会等の開催
- (3) 安全施工サイクル運動の実践例等について機関誌による周知
- (4) 安全管理士、衛生管理士、安全指導者等による指導・支援
- (5) その他、この運動にふさわしい行事の開催